

# 地域で共に暮らすために ～副籍制度を利用した交流活動～

## 副籍制度とは

都立特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の区市町村立小・中学校に副次的な籍をもち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度です。

- ※ 「副次的な籍」を『副籍』と言います。
- ※ 都立特別支援学校の児童・生徒が「副籍」を置く小・中学校のことを『地域指定校』と言います。

- 原則として都立特別支援学校の小・中学部に在籍する全ての児童・生徒が対象となります。



- ◆ 都立特別支援学校で学ぶ児童・生徒は、スクールバス等を利用して自宅から離れた学校に通うため、居住地域における同年代の子供同士の交流の機会が少くなりがちです。

## 副籍制度が目指すもの

### 副籍制度を利用した交流活動は「心の教育」です。

- 副籍制度は将来の「共生地域」の担い手となる人材の育成を目指します。

#### 学齢期

#### 【学校では】



#### 成人期

#### 【地域社会では】



- 副籍制度を通じて知り合った友達と、挨拶や言葉を交わし合ったり、遊びや地域活動に誘ったりなど、日常的な関わりがある。

- 一人一人を大切にして、共に支え合う地域社会を主体的に築いていくことができる。

共生地域とは、「障害のある人と障害のない人が交流を通じて相互理解を図り、互いに支え合いながら共に暮らす地域社会」のことです。これは、我が国が目指す共生社会の理念を更に具体化した概念であり、都教育委員会が独自に用いる用語です。

## 副籍制度による交流の紹介

- 交流には、学校・学級便りや手紙等の交換を主とする「間接的な交流」と、都立特別支援学校の児童・生徒が地域指定校の授業や行事に参加する「直接的な交流」とがあります。

## <直接的な交流>

※ 都立特別支援学校の児童・生徒が、保護者等の引率のもとで地域指定校の授業や学校行事に参加します。

### ◆ 学校行事等の見学・参加

- ・学芸会、文化祭、展覧会、運動会

### ◆ 授業等の参加

- ・国語や音楽の授業に参加
- ・全校集会や学年集会への参加
- ・部活動への参加

など

## <間接的な交流>

### ◆ 学校だよりの交換

- ・郵送でお便りの交換をする。
- ・保護者が地域指定校に持参して交換する。
- ・地域指定校の児童が特別支援学校の児童の家に届ける。など

### ◆ 学校便りの交換以外の間接的な交流

- ・展覧会などに作品を出品し展示する。
- ・お便り交換の中に手紙を書いてやりとりする。など

## 副籍制度を利用した保護者の感想



- 近所でよく声をかけてもらえるようになりました。また、障害があることについても良く理解してくれているように感じ、地域で過ごしていくなかで、大事な一歩を踏み出せたと思います。
- 毎年運動会に参加しているので、同学年の保護者・生徒だけでなく他学年の保護者や生徒も「去年よりできた」などの成長を発見して、それを声に出して伝えてくれました。

## 交流開始までの手順

- 1 区市町村教育委員会が実施する就学相談において、都立特別支援学校への就学意志を確認した後に、区市町村教育委員会が保護者と相談の上、地域指定校（副次的な籍を置く区市町村立小・中学校）を決定します。
- 2 都立特別支援学校に入学後、保護者の希望をもとに都立特別支援学校と地域指定校が交流内容等の打合せを行い、交流を開始します。

※ 特段の理由があり副籍制度の利用を希望しない場合には、地域指定校は指定しません。ただし、保護者の希望によりいつでも、地域指定校を定めることができます。

※ 具体的な交流内容は、保護者の希望をもとに地域指定校と都立特別支援学校とが相談して決定します。

地域指定校の決定については、こちらまでお問合せください。

**立川市教育委員会教育支援課**

電話 042-527-6171

交流の具体的な内容については、こちらまでお問合せください。

**東京都教育委員会**

電話 03-5320-6847